持込ニュース２３ No.56

＊本紙は持込事業者の皆さまにお届けしています＊

令和６年１０月１８日発行
東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部 管理課

「不適正搬入防止月間」の実施について

●「不適正搬入防止月間」とは

３R（リデュース・リユース・リサイクル）推進に対する理解と協力を求めるため、「再生資源利用促進法」が施行された月である１０月を３R 推進月間とし、３R 関係省庁、地方公共団体、関係団体によって、様々な普及活動が行われています。

東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」という。）も推進月間に合わせ、毎年１０月を「不適正搬入防止月間」と定め、職員による工場内の巡回及び監視強化を図るとともに、不適正搬入防止に係る啓発活動を積極的に実施しています。

●本年度における「不適正搬入」の傾向

本年度に実施した搬入物検査では、収集作業時のトラブル回避や排出事業者への誤った配慮から、産業廃棄物であることを認識しながら不適正搬入を行ってしまった事例が多数ありました。

清掃一組が管理する処理施設は一般廃棄物処理施設であり、産業廃棄物にあたる物を持ち込み、投棄することは、重大な法律違反になり、罰せられることがあります。罰則は、収集した個人だけでなく、法人に対しても適用されることがありますので、ご注意ください。

●処理施設への適正な搬入を行うために

不適正搬入防止に向け、持込事業者の皆さまには、清掃一組が定める受入基準、一般廃棄物と産業廃棄物の分類及び清掃工場への持込み禁止物について再度確認の上、より適正な搬入を行っていただくよう、ご協力をお願いします。

令和６年度の検査で確認された不適物（左：墨田清掃工場　右：大田清掃工場）

【搬入の可否についてのお問い合わせ】TEL:03-6238-0731　管理課　搬入指導係
「継続持込のご案内」：**https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kanri/mochikomi/mochikomi/oshirase/index.html**

搬入計画及び搬入先変更に関するお願い

最近、搬入計画及び搬入先変更を遵守していないケースが見受けられます。
（例…搬入計画量を超えて搬入する、搬入先変更をした工場に搬入せず別の工場に多量に搬入する等）

上記のようなケースは、各清掃工場の運営に支障が出るおそれがありますので、改めて搬入計画及び搬入先変更の遵守をお願いします。

また、持込事業者の皆さまには、廃棄物継続持込の承認に係る申請時に、以下の事項を記載した「同意書」を提出していただいていますので、改めてご確認をお願いします。

【同意書（抜粋）】

２…処理施設で処理できる廃棄物の量は、焼却炉の能力などにより決まっています。事前に設定した搬入計画を超えて搬入することや、設定のない処理施設へ搬入することはできません。搬入計画を遵守しない場合、搬入先の制限措置を受けることがあります。

なお、搬入計画の変更及び搬入先の再変更は、電話での相談を受け付けていますが、搬入計画等を遵守していないと、対応できない場合もありますのでご注意ください。

10 月 1 日から郵便料金が変更になりました！

廃棄物継続持込の承認に係る申請は、郵送による受付も行っています。特に継続持込更新申請時に旧料額の返信用レターパックを同封する場合は、新料金との差額分の郵便切手を貼付することが必要です。

【参考】
レターパックプラス（赤）520 円→600 円
レターパックライト（青）370 円→430 円
※郵便料金の変更内容については、下記の URL をご参照ください。
https://www.post.japanpost.jp/service/2024fee_change/index.html

くみちゃん

発行：東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部管理課　搬入承認・手数料係
〒102-0072
東京都千代田区飯田橋三丁目５番１号　東京区政会館 13 階
ＴＥＬ　03（6238）0829　ＦＡＸ　03（6238）0740

印刷物登録
令和６年度 第５７号